

## 特集《意匠》

## ハーグ協定ジュネーブアクトの実務と留意点

—願書の記載・料金体系，データベース，登録例，裁判例—

平成 25 年度意匠委員会第 2 委員会 外国部会

梶並 順，松井 宏記，岡崎 博之，秋篠 浩二  
森 智香子，片山 礼介，染矢 容子

## 要 約

我が国では，海外意匠出願の新しいルートとして，ハーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に向けた本格的な法整備が行われている。2014年3月13日には同アクトの加盟に向けた規定の整備を含む「特許法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され，同年5月14日に法律第36号として公布された。

本稿では，1. 願書の記載と料金体系，2. データベース，3. 登録例，4. 裁判例の4つの項目について取り上げる。同アクトについて実務上重要である上記4項目について少し掘り下げて検討するのが本稿での試みである。

## 目次

1. はじめに
2. 願書の記載と料金体系
  2. 1 願書の記載
  2. 2 料金体系
    - 1) 料金の概要
    - 2) 具体的事例
3. データベース
  - 1) 国際登録公報等の検索ページ
  - 2) 国際登録公報検索
  - 3) 全公報検索
  - 4) 現状の検索ページの問題点
4. 登録例
  - 1) 複数物品
  - 2) グラフィカル・ユーザー・インターフェイス
  - 3) 広告物
  - 4) 店舗内装・外装，建築物
  - 5) 二次元のデザイン，グラフィックデザイン
5. 裁判例
  - 1) 国際登録後における留意点
  - 2) 事件の概要
  - 3) 裁判所の判断
  - 4) 考察

## 1. はじめに

我が国では，意匠の国際登録システムであるハーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に向け，2014年3月13日に同アクト加盟のための法整備を含む「特許法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され，同年5月14日に法律第36号が公布された。

ハーグ協定には3つのアクトがあり，ジュネーブア

クトはその一つである。同アクトは2003年12月23日に実体審査国の加盟促進などを目的として発効された（本稿では，以下特に断りがない限りハーグ協定ジュネーブアクトを「ハーグ協定」という）。同アクト発効から約10年間は，無審査主義国が加盟国の大半であり，ヨーロッパ諸国を中心に同アクトが利用されてきた。

ところが，2014年に審査主義と無審査主義を併用する韓国が加盟し（2014年7月1日よりハーグ協定に基づく出願の受付開始），審査主義国である米国も加盟を決め，さらには初歩審査のみを行う中国や審査主義国であるロシアも加盟の検討をはじめると，近年無審査主義国のみならず審査主義国にも加盟の動きが広がっている。

本稿では，ハーグ協定に関し，実務上重要である1. 願書の記載と料金体系，2. データベース，3. 登録例，4. 裁判例の4つの項目について解説する。

## 2. 願書の記載と料金体系

## 2. 1 願書の記載

国際出願は，所定の書式（DM/1）に必要事項を記入し，図面・写真又は見本を添付して行う。使用できる言語は，英語，フランス語，スペイン語である。

以下に，書式（DM/1）を利用して願書の記載事項を示す。

APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION

<p><b>出願人用</b> For use by the applicant</p> <p>This international application contains the following number of continuation sheets:                  .....                  (連続シートの枚数)</p> <p>This international application is accompanied by</p> <p><input type="checkbox"/> Annex A  <input type="checkbox"/> Annex B</p> <p>Reference: .....</p>	<p style="text-align: right;">For use by the International Bureau <b>国際事務局用</b></p> <p>Registration No.: .....</p> <p>Filing date: ..... Color: <input type="checkbox"/></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>韓国を指定する場合に、関連意匠出願の場合は別紙Aを、新規性喪失の例外主張をする場合は別紙Bを願書に添付し、各々のボックスをチェックする。</p> </div>
--	--

**1** APPLICANT **出願人**

(a) Name: .....

(b) Address: .....

(c) Telephone: ..... Fax: .....

E-mail address: .....

出願人が複数の場合、ボックスをチェックし、連続シートに記入する。

If there are several applicants, check box and use a continuation sheet, giving the above required information for each applicant

**2** ADDRESS FOR CORRESPONDENCE **通信用の宛先**

(where there are **several applicants** with different addresses and no representative is appointed, an address for correspondence must be indicated. Where no such address has been indicated, the address of the person named above shall be treated as the address for correspondence. If there is **only one applicant** and no representative is appointed, this item should be completed only if the address for correspondence is different from the address given in item 1(b))

Address for correspondence: .....

住所の異なる出願人が複数あり、代理人を選任しない場合は、記載しなければならない。記載のない場合は、筆頭出願人の住所が連絡先として扱われる。出願人が一人で代理人を選任しない場合は、項目1に記載の出願人住所と連絡先が異なる場合のみ、記入する。

**3** ENTITLEMENT TO FILE **出願人の資格**

(With respect to each of the entitlement criteria (a) to (d) below, indicate the corresponding Contracting Party or Parties. If any item is not applicable, write "None". A list of the Contracting Parties bound by the 1999 Act and/or the 1960 Act is attached to the present form. Under item (d), only a Contracting Party bound by the 1999 Act may be indicated. Where entitlement is derived from a connection with a Contracting Party that is a member State of an intergovernmental organization (European Union or African Intellectual Property Organization (OAPI)), both that member State and that intergovernmental organization should be indicated (such as "France, European Union") with respect to any of the corresponding criteria; where entitlement is derived from a connection with a member State of an intergovernmental organization that is not a Contracting Party, only that intergovernmental organization should be indicated.)

(a) Nationality: .....

(b) Domicile: .....

(c) Real and effective industrial or commercial establishment:  
 .....  
 (現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所)

(d) Habitual residence: .....

出願人適格の根拠となる事項(a)~(d)を選択し、該当欄に出願人が属する締約国名や締約政府機関の加盟国名を記入する。  
 出願人が複数の場合、ボックスをチェックし、連続シートに記入する。

If there are several applicants, check box and use a continuation sheet, giving the above required information for each applicant

**4** APPLICANT'S CONTRACTING PARTY (where the 1999 Act applies) **出願人の締約国 (1999アクトの場合)**

(indicate the Contracting Party or one of the Contracting Parties, bound by the 1999 Act and mentioned in item 3, that is to be considered as the applicant's Contracting Party.)

Applicant's Contracting Party: .....

出願人が複数の場合、ボックスをチェックし、連続シートに記入する。

**5** APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE (if any) **代理人 (選任する場合)**

(a) Name: .....

(b) Address: .....

Telephone: ..... Fax: .....

E-mail address: .....

(c) To appoint a representative, the present international application must either be signed by the applicant or be accompanied by a power of attorney (check the appropriate box):

item 14 of the international application is signed by the applicant

a power of attorney is attached to the present form

代理人を選任するには、項目14に出願人が署名するか又は委任状を添付する必要がある。適切なボックスをチェックする。

**6** IDENTITY OF THE CREATOR **創作者の情報（記載は任意）**  
 (This information is necessary if Bulgaria, Finland, Ghana, Hungary, Iceland, Norway, Republic of Korea, Romania or Serbia is designated in item 10 – see paragraphs 35 to 38 of document DM/1.inf.)

(a) Name: ..... **ただし、項目 10 で、ブルガリア、フィンランド、ガーナ、ハンガリー、アイスランド、ノルウェー、韓国、ルーマニア、セルビアを指定する場合は、記載が必要である。**

(b) Address: .....

**7** NUMBER OF INDUSTRIAL DESIGN(S), REPRODUCTION(S) AND/OR SPECIMEN(S) **意匠の数、図面・写真・見本**

(a) Total number of industrial designs (maximum of 100): **意匠の数（最大 100 まで）**

(b) Total number of reproductions: **（図面・写真の数）** **図面・写真の数は、白黒、カラーごとの枚数を記載する。**

(i) in black and white: **（白黒）**

(ii) in color: **（カラー）**

(c) Total number of A4 pages comprising reproductions: **（図面・写真を記載した A4 用紙の枚数）**

(d) Total number of specimens (if any): **（見本の数（あれば））**

**8** PRODUCTS WHICH CONSTITUTE THE INDUSTRIAL DESIGN OR IN RELATION TO WHICH IT IS TO BE USED (see note 1 on cover page) **意匠を構成する製品又は意匠が使用される製品**

Class to which the industrial design(s) belong(s): ..... **意匠が属するクラス（ロカルノ分類）**

No. of the design (in numerical order)	Product(s)	Subclass (optional)
(意匠の番号)	(物品名)	(サブクラス)
	<b>国際出願に含まれる意匠ごとに物品名を記載する。（番号順）</b>	<b>記載は任意</b>
	<b>韓国を指定する場合、ロカルノ分類第 32 類（グラフィックシンボル）に属する製品は、韓国の法律の下で保護を受けることができないため、韓国特許庁の審査において拒絶されることになる。</b>	

If the space provided is not sufficient, check this box and use a continuation sheet.

**9** DESCRIPTION **意匠に係る説明**

(A brief description of the reproduction or of the characteristic features of the industrial design is required if the Syrian Arab Republic is designated.) **シリアアラブ共和国を指定する場合、複製物又は意匠の特徴に関する簡単な説明が要求される。**

(a) Characteristic features of the design **and/or** matter for which protection is not sought (A brief description of the characteristic features of the design is required if Romania is designated under the 1999 Act.)

(Only the characteristic features of the industrial design(s) that appear in (a) reproduction(s) should be described. In addition, matter which is shown in a reproduction but for which protection is not sought may be indicated in the description (and/or by means of dotted or broken lines or coloring in the reproduction). It can furthermore disclose the operation or possible use of the industrial design as long as this description is not technical. If the description exceeds 100 words, an additional fee of 2 Swiss francs per word exceeding 100, shall be payable.)

**(a)意匠の特徴及び保護を要求しない部分**  
 ルーマニアを指定する場合、意匠の特徴に関する簡単な説明が要求される。  
 意匠の説明には、図面や写真に現れる特徴についてのみ記載できる。図面に表されているが保護を要求しない部分については、意匠に係る説明に記載するか、図面又は写真に破線又は色彩で示すことができる。操作や使用方法についての説明は技術的特徴でない限り認められる。100 語を超える場合、1 語ごとに 2 スイスフランの追加料金が必要となる。

(b) Reproductions (legends) (optional)  
 Associate the number in the margin of your reproduction with the corresponding code:  
 1 Perspective; 2 Front; 3 Back; 4 Top; 5 Bottom; 6 Left; 7 Right; 8 Reference; 9 Unfolded; 10 Exploded; 11 Cross-sectional; 12 Enlarged; 00 Other (limited to 50 characters)

(example)

No	Code	Other (indicate code 00)
1.1	1	

**(b)意匠又は写真の説明（記載は任意）**  
 図面又は写真に斜视图、正面図等の説明を記載する場合は、図面又は写真の番号ごとに対応するコード（1 斜视图；2 正面図；3 背面図；...）を記載する。1～12 のコードに対応する説明がない場合は、コード 00 を用いて 50 字以内で説明を記載する。

No	Code	Other (indicate code 00)	No	Code	Other (indicate code 00)	No	Code	Other (indicate code 00)

If the space provided is not sufficient, check this box and use a continuation sheet.

**10** DESIGNATED CONTRACTING PARTIES 指定締約国

Indicate, by ticking the appropriate box, each Contracting Party where protection is sought. The designated Contracting Party must be bound by an Act – the 1999 Act and/or the 1960 Act – to which one of the Contracting Parties indicated in item 3 is also bound (a list of Contracting Parties is annexed to the present form):

<input type="checkbox"/> AL Albania	<input type="checkbox"/> EG Egypt	<input type="checkbox"/> KP Democratic People's Republic of Korea	<input type="checkbox"/> OA African Intellectual Property Organization
<input type="checkbox"/> AM Armenia	<input type="checkbox"/> EM European Union	<input type="checkbox"/> KR Republic of Korea <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> OM Oman
<input type="checkbox"/> AZ Azerbaijan	<input type="checkbox"/> ES Spain	<input type="checkbox"/> LI Liechtenstein	<input type="checkbox"/> PL Poland
<input type="checkbox"/> BA Bosnia and Herzegovina	<input type="checkbox"/> FI Finland <sup>1</sup>	<input type="checkbox"/> LT Lithuania	<input type="checkbox"/> RO Romania
<input type="checkbox"/> BG Bulgaria	<input type="checkbox"/> FR France	<input type="checkbox"/> LV Latvia	<input type="checkbox"/> RS Serbia
<input type="checkbox"/> BJ Benin	<input type="checkbox"/> GA Gabon	<input type="checkbox"/> MA Morocco	<input type="checkbox"/> RW Rwanda
<input type="checkbox"/> BN Brunei Darussalam	<input type="checkbox"/> GE Georgia	<input type="checkbox"/> MC Monaco	<input type="checkbox"/> SG Singapore
<input type="checkbox"/> BW Botswana	<input type="checkbox"/> GH Ghana <sup>1</sup>	<input type="checkbox"/> MD Republic of Moldova	<input type="checkbox"/> SI Slovenia
<input type="checkbox"/> BX Benelux	<input type="checkbox"/> GR Greece	<input type="checkbox"/> ME Montenegro	<input type="checkbox"/> SN Senegal
<input type="checkbox"/> BZ Belize	<input type="checkbox"/> HR Croatia	<input type="checkbox"/> MK The former Yugoslav Republic of Macedonia	<input type="checkbox"/> SR Suriname
<input type="checkbox"/> CH Switzerland	<input type="checkbox"/> HU Hungary <sup>1</sup>	<input type="checkbox"/> ML Mali	<input type="checkbox"/> ST Sao Tome and Principe
<input type="checkbox"/> CI Côte d'Ivoire	<input type="checkbox"/> IS Iceland <sup>1</sup>	<input type="checkbox"/> MN Mongolia	<input type="checkbox"/> SY Syrian Arab Republic
<input type="checkbox"/> DE Germany	<input type="checkbox"/> IT Italy	<input type="checkbox"/> NA Namibia	<input type="checkbox"/> TJ Tajikistan
<input type="checkbox"/> DK Denmark	<input type="checkbox"/> KG Kyrgyzstan	<input type="checkbox"/> NE Niger	<input type="checkbox"/> TN Tunisia
<input type="checkbox"/> EE Estonia		<input type="checkbox"/> NO Norway	<input type="checkbox"/> TR Turkey
			<input type="checkbox"/> UA Ukraine

<sup>1</sup> If **Finland, Ghana, Hungary** and/or **Iceland** is/are designated, it is compulsory to indicate, in item 6, the identity of the creator. The latter declares that he believes himself to be the creator of the industrial design. Where the person identified as the creator is a person other than the applicant, it is hereby stated that the present international application has been assigned by the creator to the applicant.

<sup>2</sup> Products belonging to class 32 (of the Locarno classification) cannot receive protection under the law of the Republic of Korea. Consequently, any designation of the Republic of Korea in an international registration for industrial designs in class 32 would be the subject of a refusal by the Office of the Republic of Korea (KIPO).

国ごとにボックスをチェックして、指定する締約国を示す（自己指定が可能）。

ハーグ協定は、現在、ジュネーブアクト（1999 アクト）及びハーグアクト（1960 アクト）のみが機能している。締約国の指定は、項目 3（出願人の資格）に記載の締約国が拘束されるアクト（1999 アクト又は 1960 アクト）と同じアクトに拘束される締約国を指定することができる。例えば、出願人が 1999 アクトにのみ拘束される場合、1999 アクトに拘束される締約国（1960 アクトにも拘束されるかどうかに関わらず）を指定することができるが、1960 アクトにのみ拘束される締約国を指定することはできない。締約国が加盟するアクトは、書式 DM/1 に添付のハーグ協定締約国リストに記載されている。

**11** PRIORITY CLAIM (optional) 優先権主張（任意）  If the space provided is not sufficient, check this box and use a continuation sheet

The applicant claims the priority of the earlier filing mentioned below

Indicate the number of each industrial design for which the priority is, or is not claimed. If no industrial design is indicated, it will be understood that the priority claim relates to all industrial designs included in the present application:

Priority is **claimed** for the designs indicated below **or**  Priority is **not claimed** for the designs indicated below

Office of earlier filing	No. of earlier filing (if available)	Date of earlier filing (dd/mm/yyyy)	No. of the industrial design(s)
.....(第一国出願の国名).....	.....(出願番号).....	.....(出願日).....	.....(対応する意匠の番号).....
.....	.....	.....	.....
.....	.....	.....	.....

優先権主張の対象となる意匠、対象とならない意匠の番号を記入する。  
意匠の表示がないときは、優先権主張はすべての意匠に関係するものと理解される。

**12** INTERNATIONAL EXHIBITION (optional) 国際博覧会  If the space provided is not sufficient, check this box and use a continuation sheet

The applicant claims that one or more designs were shown at an official, or officially recognized, international exhibition

(a) Place where exhibition was held: ..(博覧会の開催場所).....

(b) Name of the exhibition: ..(博覧会名).....

(c) Date on which product(s) was (were) first exhibited: ..(初めて展示された日付).....

(d) Number of each industrial design shown, or not shown, at the exhibition concerned (if no industrial design is indicated, it will be understood that all industrial designs were shown at the above indicated exhibition):

The industrial designs indicated below were **shown** at the exhibition concerned **or**  The industrial designs indicated below were **not shown** at the exhibition concerned

博覧会において展示された意匠、又は展示されなかった意匠の番号を記入する。

**13** PUBLICATION OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION 国際登録の公開

(a) If the reproductions, or some of the reproductions, are in color, they will be published in color.

If the applicant requests the publication of the reproductions in black and white despite the fact that they are presented in color, check this box 図面・写真がカラーであるにもかかわらず、白黒での公開を希望するときは、ボックスをチェックする。

(b) Timing of publication (publication will take place six months after the date of the international registration, unless the applicant requests one of the options below):

(i) The applicant requests the immediate publication of the international registration

(ii) The applicant requests a deferment of publication

• Period of deferment requested (in months): .....

公開は国際登録日から6カ月のところ、早期に公開を希望するときは、(i)早期公開の請求のボックスをチェックする。  
公開の繰り延べを希望するときは、(ii)公開の繰り延べ請求のボックスをチェックし、月単位で繰り延べを希望する期間を記入する。

Warning:

The period of deferment of publication cannot exceed 30 months counted from the date of the international application, or if priority is claimed, from the priority date. However:

- if Iceland, Poland or Singapore is designated, or if Hungary, Monaco or Ukraine is designated under the 1999 Act, the applicant may NOT request deferment of publication;
- if Denmark, Finland or Norway is designated, the period of deferment cannot exceed 6 months;
- if a Contracting Party is designated under the 1960 Act, or if Croatia, Estonia, OAPI, Slovenia or the Syrian Arab Republic is designated, the period of deferment cannot exceed 12 months.

公開の繰り延べは国際出願の日又は優先日から30カ月を超えることはできない。ただし、  
・アイスランド、ポーランド、シンガポール、ハンガリー、モナコ、ウクライナを指定した場合、公開の繰り延べ請求はできない。  
・デンマーク、フィンランド、ノルウェーを指定した場合、公開の繰り延べは6カ月を超えることはできない。  
・1960条約に基づき締約国を指定した場合、又はクロアチア、エストニア、OAPI、スロベニア、シリアアラブ共和国を指定した場合、公開の繰り延べは12カ月を超えることはできない。

**14** SIGNATURE BY THE APPLICANT OR HIS REPRESENTATIVE 出願人又は代理人の署名

<p><u>Applicant</u></p> <p>Name: ..(名称又は氏名).....</p> <p>Signature and/or seal: ..(署名又は押印).....</p> <p>Date of signature (dd/mm/yyyy): ..(署名日).....</p> <p>Name of the person to contact, if necessary: ..(連絡先の担当者).....</p> <p>Telephone: ..(電話番号).....</p>	<p><u>Representative of the applicant</u></p> <p>Name: ..(名称又は氏名).....</p> <p>Signature and/or seal: ..(署名又は押印).....</p> <p>Date of signature (dd/mm/yyyy): ..(署名日).....</p> <p>E-mail address: ..(E-メールアドレス).....</p>
---	--

**15** OFFICE PRESENTING THE REQUEST (if applicable) 仲介官庁 (国際出願が締約国官庁を通じて行われた場合)

Name of the Office: ..(官庁の名称).....

Date of receipt of the international application by the Office: ..(官庁が国際出願を受理した日).....

Signature and/or seal of the Office: ..(官庁の署名又は押印).....

以下、料金納付・料金計算書・ハーグ協定の締約国リストを省略した。

**[図面・写真について]**

願書とともに、意匠を表した複製物（図面又は写真）を提出する。  
 意匠が二次元の場合は、1図より多くの図面又は写真、意匠が三次元の場合は6図より多くの図面又は写真を要求することはできない旨が規定されている（第9共通規則）。  
 意匠が二次元であって、公開の繰り延べを請求する場合は、見本を提出することができる。ただし、国際公開前に図面又は写真を提出する必要がある。



## 2. 2 料金体系

### 1) 料金の概要

ハーグ協定を利用した国際出願にかかる手数料は、基本手数料、公開手数料、標準指定手数料等からなる。標準指定手数料は、以下のレベルに応じて締約国ごとに定められている。

レベル1：実体審査を行わない官庁の締約国

レベル2：新規性以外の内容について実体審査を行う官庁の締約国

レベル3：職権により又は第三者による異議申立てに従い新規性に関する審査を含め、実体審査を行う官庁の締約国

しかしながら、各締約国は、標準指定手数料に代えて個別指定手数料を独自に定めることができる。

また、出願及び更新に関する料金は、WIPOのウェブサイトにて設けられている「Fee Calculator」を用いて試算することができる。

(<http://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>)

表 1

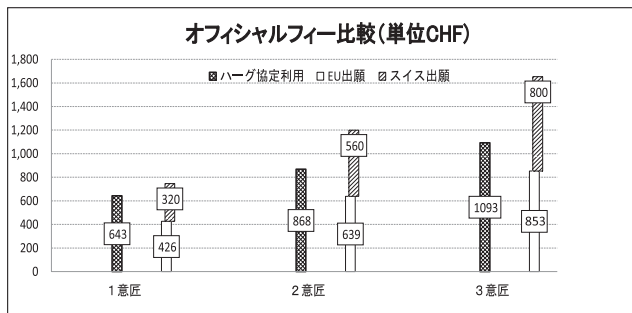
出願関係料金		CHF (スイスフラン)
基本手数料 (Basic fee)	1 意匠	397
	追加意匠ごと	19
公開手数料 (Publication fee)	複製物 (図面) ごと: 複製物が電子情報の場合	17
	複製物が表れているページごと: 複製物が紙出願の場合	150
意匠に関する説明が 100 単語を超える場合の追加手数料	100 単語を超える場合の 1 単語ごと	2
標準指定手数料 (例) スイス: レベル 2 韓国: レベル 3 (一部審査出願)	レベル 1: 1 意匠	42
	レベル 1: 追加意匠ごと	2
	レベル 2: 1 意匠	60
	レベル 2: 追加意匠ごと	20
	レベル 3: 1 意匠	90
	レベル 3: 追加意匠ごと	50
個別指定手数料 (例) 欧州共同体 (EM) 韓国 (KR) (審査出願)	締約国毎に規定	67 210

(2014 年 7 月 1 日現在)

### 2) 具体的事例

日本がハーグ協定に加入することにより可能となる以下のケースのオフィシャルフィーについて比較検討する (グラフ 1 参照)。

グラフ 1



リスト 1

#### Hague System Fee Calculator

Enter the details below to quickly estimate the application or renewal fees in Swiss francs (CHF)

Type:

Date:

Applicant's State of origin (Hague "1960" Act):

Applicant's Contracting Party (Geneva "1999" Act):  出願人の締約国を入力

Add the number of industrial designs:  意匠の数、図面 (複製物) の数を入力

Add the number of reproduction(s) of the industrial design(s):

If using the paper application form, add the number of pages of reproductions: (free if you use the e-filing interface)

Add the number of words of description:

Locarno Classification: (For KR designations only)

AL Albania

CH Switzerland 韓国の場合、ロカルノ分類を入力 (個別指定手数料がレベル3の標準手数料が自動選択される)

EM European Union

KR Republic of Korea 指定締約国に✓を入れる

International registration basic fee	397
International registration fee for additional designs (1 x 19.00 (1 free))	19
Level 2 Standard designation fee (CH) (1 x 60.00)	60
Level 2 Standard designation fee for additional designs (CH) (1 x 20.00 (1 free))	20
European Union (EM)	
Individual designation fee (2 x 67.00)	134
<b>SUB TOTAL: Swiss francs (CHF)</b>	<b>630</b>
Publication of reproductions (14 x 17.00)	238
<b>TOTAL: Swiss francs (CHF)</b>	<b>868</b>

参考別表1：共同体意匠登録出願、スイス意匠登録出願の料金

料金種別		共同体意匠登録出願	スイス意匠登録出願
登録手数料	1 意匠	230€	
	追加意匠ごと (2~10)	115€	
	追加意匠ごと (11~ )	50€	
	1 意匠		200CHF
	追加意匠ごと (2~5)		100CHF
	6 以上の意匠		全体で 700CHF
公開手数料	早期公開	1 意匠	120€
		追加意匠ごと (2~10)	60€
		追加意匠ごと (11~ )	30€
	繰延べ公開	1 意匠	40€
		追加意匠ごと (2~10)	20€
		追加意匠ごと (11~ )	10€
		2 つ目の複製物から複製物ごとに	

(i) スイスと欧州共同体に出願する場合

スイスは欧州共同体に加盟していないので、従来であれば、OHIM への共同体意匠登録出願とスイスへの意匠登録出願の双方を行う必要があった。ハーグ協定を利用して、指定締約国を欧州共同体 (EM) とスイス (CH) にする場合を検討する。出願内容の条件として、図 (複製物) を 7 つ含む 1 意匠とする。また、複製物を電子情報として提出するものとする。

ハーグ協定を利用する場合、基本手数料は 397CHF、公開手数料は複製物ごとに 17CHF であり 7 図分で 119CHF となる。スイス (CH) はレベル 2 の標準指定手数料を適用しており、60CHF かかる。欧州共同体 (EM) は個別指定手数料を定めており、67CHF かかる。ハーグ協定利用の場合の合計手数料は 643CHF となる。

一方、共同体出願をする場合、登録手数料 230€、公開手数料 120€ で 350€ (426CHF, 1€=1.218CHF で計算) かかる。スイス出願をする場合、出願手数料 200CHF、2 つ目以降の複製物の公開手数料 (複製物ごとに 20CHF) として、6 図分 120CHF で 320CHF かかる。これらの合計をスイスフランに換算すると、746CHF になる (参考別表 1 参照)。

したがって、103CHF (11,711 円, 1CHF=113.7 円で計算) の費用が削減される。

なお、いずれにおいても 5 年分の保護の手数料が含まれている。また、上記いずれの締約国も、新規性、独自性の審査を行わずに登録されるので、願書、図面等が記載要件を満たしていれば、拒絶の通報がなされない状態で国際登録される可能性が高い締約国である。したがって、現地代理人費用の削減にもつながる可能性がある。但し、共同体出願については、公開繰延べを請求した場合、公開手数料にかえて繰延べ公開手数料を払うので、80€ (97CHF) 安くなり、1 意匠の出願では費用削減効果がほとんどなくなるので留意していただきたい。

(ii) スイスと欧州共同体に複数意匠を含む出願をする場合

ハーグ協定利用の場合においても、複数意匠をまとめて一出願できるので、それぞれ 7 つの図を含む 2 意匠 (計 14 図) を出願する場合を検討する。

ハーグ協定利用の場合、基本手数料 397CHF、2 つ目の意匠の追加の基本手数料 19CHF、14 図分の公開手数料は 238CHF である。また、スイスの標準指定手数料は 2 意匠目の 20CHF が追加され 80CHF、欧州共同体の個別指定手数料は 2 意匠目以降も 67CHF であり 134CHF となる。これらの合計で 868CHF になる。「Fee Calculator」を用いて試算した出力結果の抜粋をリスト 1 に示す。

一方、共同体出願をする場合、1 意匠の登録手数料 230€、公開手数料 120€ で 350€ がかかるほかに、2 つ目の意匠の追加登録手数料 115€、追加公開手数料 60€ がかかり、合計 525€ (639CHF) となる。スイス出願については、1 意匠の登録手数料 200CHF、2 つ目の意匠の登録手数料 100CHF、複製物について 2 つ目以降の追加公開手数料として 13 図分 260CHF がかかり、合計 560CHF となる。共同体出願とスイス出願の合計で、1,199CHF になる。

したがって、ハーグ協定利用の場合、331CHF (37,635 円) の費用が削減される。

同様に、それぞれ図 (複製物) 7 つを含む 3 意匠 (計 21 図) を出願する場合、共同体出願が 700€ (853CHF)、スイス出願が 800CHF で、合計 1,653CHF であるのに対して、ハーグ協定利用の場合、1093CHF となり、560CHF (63,672 円) の費用が削減される。

なお、ハーグ協定利用の場合において、一出願に複

数の意匠を含める場合、一意匠あたりの追加の基本手数料は19CHFと低額になっているが、複製物ごとに17CHFの公開手数料がかかるので、複製物の数が多いと費用削減効果は少なくなる傾向にある。また、標準手数料と異なり、個別指定手数料は2意匠目以降でも同じようにかかるので、個別指定手数料を適用する締約国では複数意匠にしても費用削減効果が減少する。

(iii) 韓国に出願する場合

韓国ではハーグ協定加入に伴い、7月1日付けで改正デザイン保護法が施行された。従来、無審査物品に対してのみ複数意匠一出願を認めていたが、本改正により、審査出願、一部審査出願（本改正から無審査から一部審査に用語を変更）にかかわらず、100個までの意匠を一出願できるようになった。

韓国を指定締約国に含めてハーグ協定を利用する場合、審査出願に関しては、個別指定手数料として210CHFかかる。また、2つ目以降の意匠についても、それぞれ210CHFかかる。

なお、韓国の個別指定手数料210CHFについては、国内法で定めている個別指定手数料239,000KRWに基づいて、施行前の為替レートを基準にして決められたと言われている。国内法で定めている韓国の個別指定手数料239,000KRWは、韓国の審査出願に関する出願手数料（電子出願）と5年分の年金との合計と同額になっている（参考別表2参照）。一方、一部審査出願に対しては、レベル3の標準指定手数料を適用している。1意匠は90CHFであり、2つ目からの意匠については減額されて50CHFずつ加算される。このレベル3の標準指定手数料は、ロカルノ分類の第2, 5, 19類に適用される。

国際出願には、基本手数料、公開手数料が個別指定手数料のほかにかかるため、韓国単独でハーグ協定を利用する金額的なメリットはない。しかしながら、個別指定手数料が韓国での審査出願の出願手数料（電子出願）と5年分の年金と同額なため、複数の指定締約国の1つとして、韓国を含めることは検討の価値があると考えられる。さらに、一部審査出願に適用されるレベル3の標準指定手数料は、一部審査出願の出願手数料（電子出願）と5年分の年金よりも低額になっているので、一部審査出願に該当する物品についてはさらに利用しやすいと考えられる。

参考別表2：韓国国内の手数料規定等

		韓国	
		審査出願	一部審査出願
出願料		94,000KRW	45,000KRW
登録料（第1～3年）		各 25,000KRW	各 25,000KRW
登録料（第4～5年）		各 35,000KRW	各 34,000KRW
出願料+登録料（1～5年分）		239,000KRW	188,000KRW
個別指定手数料（国内法での規定）		239,000KRW	
ハーグ ルート	個別指定手数料	1意匠	210CHF
		追加意匠	210CHF
	標準指定手数料（レベル3）	1意匠	90CHF
		追加意匠	50CHF

3. データベース

1) 国際登録公報等の検索ページ

ハーグ協定ジュネーブ条約においては、国際事務局が、ウェブサイト上で国際登録公報、拒絶公報等を公開している。現在、国際事務局のウェブサイト上には、“Hague Express Structured Search”（以下、「国際登録公報検索」と言う。）と、“International Designs Bulletin”（以下、「全公報検索」と言う。）の2種類の検索ページが存在している。

2) 国際登録公報検索

(i) 国際登録公報検索ページのウェブアドレスは、<http://www.wipo.int/ipdl/en/hague/>である。

<国際登録公報検索ページ>



(ii) 当該検索ページでの検索対象は、国際意匠登録公報のみに限定されている。検索項目としては、以下のものが用意されている。

- ・登録番号（Registration Number）
- ・意匠権者（Holder）
- ・国際登録日（International Registration Date）
- ・ロカルノ分類（Locarno Classification）



- ・ 製品の表示 (Indication of Products)
- ・ 優先日 (Priority Date)
- ・ 指定締約国 (Designated Contracting Parties)
- ・ 公報発行日 (Publication Date)

### 3) 全公報検索

(i) もう一つの検索ページである全公報検索には、まず、以下のアドレスのリンク画面にアクセスする必要があります。

- ・ <http://www.wipo.int/hague/en/bulletin/>

<全公報検索ページリンク画面>

#### International Designs Bulletin

The WIPO International Designs Bulletin is the official publication of the records of the International Register of the Hague System. It contains data regarding new international registrations, renewals, and modifications affecting existing international registrations.

- International Designs Bulletin: **weekly edition** ~~as from issue No. 2012/01 onwards\*~~
- International Designs Bulletin: **monthly edition** ~~(Nos. 2004/04 – 2011/12)~~

\* With issue No. 2012/01, the International Designs Bulletin changed from a monthly to a weekly publication (for more information, see [Hague Information Notice 2011/15](#)).

(ii) 全公報検索では、検索期間が2004年4月以降に限定されており、公報の発行時期によって、検索ページが2つに分かれている。リンク画面の丸で囲んだ上側部分は、2012年1月以降発行の公報を対象にした検索ページに移動するものであり(全公報検索2012-ページ参照)、下側部分は、2004年4月~2011年12月発行の公報を対象にした検索ページに移動するものである(全公報検索2004-2011ページ参照)。

<全公報検索2012-ページ>

#### International Designs Bulletin

(as from issue No. 2012/01 onwards)

The WIPO International Designs Bulletin is the official publication of the Hague System. It contains data regarding new international registrations, renewals, and modifications affecting existing international registrations.

<全公報検索 2004-2011 ページ>

#### International Designs Bulletin

(Nos. 2004/04 – 2011/12)

The WIPO International Designs Bulletin is the official publication of the Hague System. It contains data regarding new international registrations, renewals, and modifications affecting existing international registrations.

(iii) 全公報検索では、公報発行の時期を選択することが必須とされている点で、国際登録公報検索と異なっている。全公報検索2012-ページでは、公報の発行週、発行年月日のプルダウンが設けられており、全公報検索2004-2011ページでは、公報発行月のプルダウンが設けられている。

(iv) 全公報検索で選択できる公報の種類(“Recording Type”)は、以下の通りである。

- ① 国際登録公報 (Registrations)
- ② 更新 (Renewals)
- ③ 権利更新無し (Non Renewals Registrations)
- ④ 所有者の変更 (Changes in Ownership)
- ⑤ 国際登録の統合 (Mergers of International Registrations)
- ⑥ 意匠権者の名称変更・住所変更(Changes in Name / Address of the Holder)
- ⑦ 放棄 (Renunciation)
- ⑧ 限定 (Limitations)
- ⑨ 拒絶 (Refusals)
- ⑩ 拒絶の撤回 (Withdrawals of Refusals)
- ⑪ 保護認容声明 (Statements of Grant of Protection)
- ⑫ 無効 (Invalidations)
- ⑬ 更正 (Corrections)
- ⑭ 全公報 (All)

(v) 全公報検索には、以下の検索項目が用意されているが、公報の種類に応じて、使用可能な検索項目は変化する。

- ・ 登録番号 (Registration Number)
- ・ 国際登録日 (International Registration Date)

- ・ 意匠権者 (Holder)
- ・ 優先日 (Priority Date)
- ・ ロカルノ分類 (Locarno Classification)
- ・ 製品の表示 (Indication of Products)
- ・ 指定締約国 (Designated Contracting Parties)

(6) 日本がハーグ協定ジュネーブアクトに加盟してこれに基づく国際意匠登録出願を審査することになった場合、ある程度の数の出願を拒絶するものと予想されることから、拒絶公報と拒絶が解消した場合に発行される拒絶の撤回公報について紹介する。まず、拒絶公報については、拒絶の具体的内容が公開される訳ではなく、掲載される情報は以下の項目のみで、非常に簡略な内容の公報が国際事務局のウェブサイト上で公開されている。

- ・ 国際登録番号
- ・ 拒絶を行った指定締約国
- ・ 国際登録簿に記載した日

<拒絶公報の一例>

## Refusals

◀ Back to the results list

**Bulletin No. 29/2013 - 26.07.2013**

**(11) DM/080 742**  
**(81) EE (58) 27.06.2013**

拒絶の撤回公報についても、拒絶公報と同様、以下の項目が掲載される。

- ・ 国際登録番号
- ・ 拒絶を行った指定締約国
- ・ 国際登録簿に記載した日

<拒絶の撤回公報の一例>

## Withdrawals of Refusals

◀ Back to the results list

**Bulletin No. 50/2013 - 20.12.2013**

**(11) DM/080 742**  
**(81) EE (58) 04.11.2013**

### 4) 現状の検索ページの問題点

(1) 現状の全公報検索では、拒絶公報が発行されている国際登録について、その拒絶が撤回されているのかを確認したい場合、当該公報発行日以降に発行された撤回公報を追跡して確認する必要がある。この際、案件によっては複数の指定締約国で拒絶されている場合があるが、撤回公報の検索では、指定締約国毎に検索することができないという不都合がある。このため、発見した拒絶の撤回公報に記載の国際登録番号と指定締約国を確認し、当該公報が拒絶公報に対応した目的の撤回公報であるかを確認しなければならないという不便さがある。

(2) また、全公報検索では、公報発行の時期を選択することが必須とされているため、案件毎に関連する全公報を一括して抽出し、案件毎のステータス等を簡便に把握することができないという不便さもある。全公報検索で案件毎のステータス等を把握したい場合には、目的の公報に辿り着くまで発行時期（全公報検索2012-ページの場合は、発行週又は発行日、全公報検索2004-2011 ページの場合は、発行月）を切り換えて追跡して行かなければならず、ある程度の労力と時間が費やされることになる。

(3) 上述したように、審査主義国である我が国の加盟によって拒絶等の公報発行が増加することが予想されることから、今後、上記問題点が解消されるような、使い勝手の良い検索ページにリニューアルされることを期待したい。

### 4. 登録例

ハーグ協定は、その性質としては手続統一条約であって、登録要件を定めるものではない。よって、出

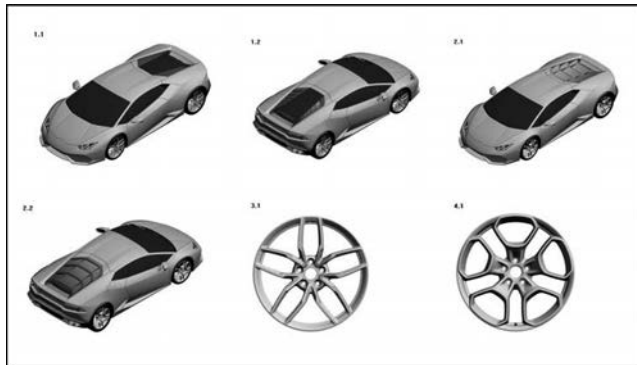
願に係る意匠が各指定国における「意匠」に該当するかどうかは、各指定国における登録要件に基づく判断となる。しかし、ヨーロッパ各国を主な加盟国とするハーグ協定においてどのような意匠が登録されているかを分析することは、日本の出願人がハーグ協定加盟国における意匠戦略を立案する際の手助けとなるものである。そこで、特に、ハーグ協定を利用してヨーロッパを指定する際に戦略上役立つと思われる登録例や、我が国の意匠制度の枠組みを超えるような登録例を収集し、分析を行った。

1) 複数物品

ハーグ協定では、ロカルノ分類の同じクラスに属している物品であれば、一の出願に最大 100 までの意匠を含めることができる。【登録例 1】は、自動車の意匠 2 件と自動車用ホイールの意匠 2 件を一の出願で行った例である。

【登録例 1】

登録番号：DM/083776  
 製品の表示：Vehicles, vehicle wheel rims.  
 ロカルノ分類：12-08, 16  
 意匠の数：4 (図 1.3~1.7, 2.3~2.7, 3.2 及び 4.2 については省略した。)

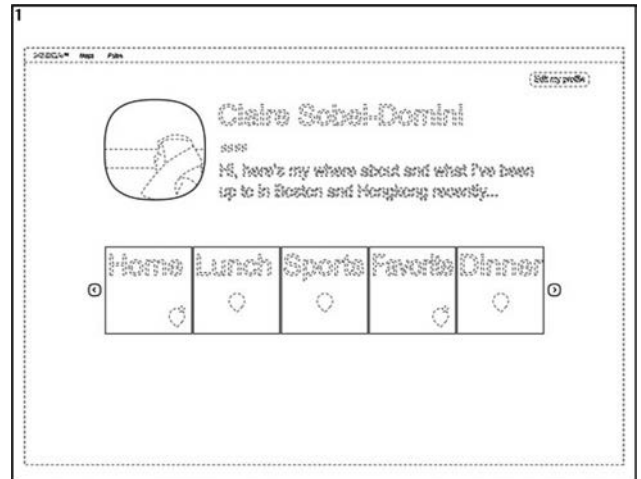


2) グラフィカル・ユーザー・インターフェイス

グラフィカル・ユーザー・インターフェイス (Graphical User Interface) は、ヨーロッパを指定した登録において、特にその自由度が高い。日本の画像意匠は、物品に表れる操作画像を想定しているのに対して、ヨーロッパにおいては、物品を離れた画像のみで登録している事例 (下記【登録例 2】)、ウェブサイトの変化の前後を一意匠として登録している事例 (同【登録例 3】) などが存在する。

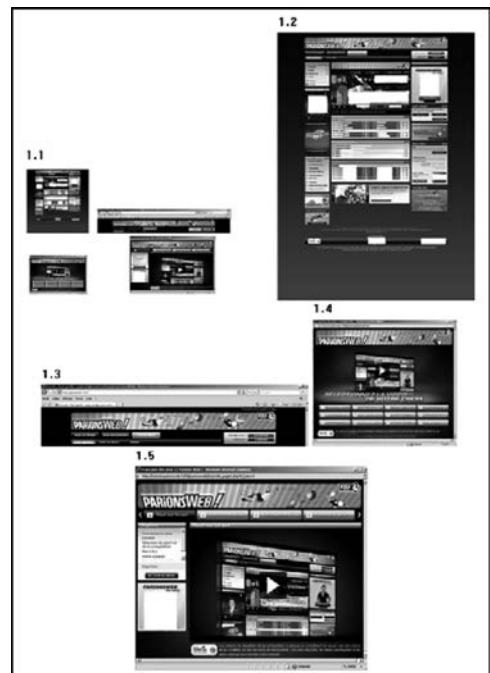
【登録例 2】

登録番号：DM/080836  
 製品の表示：Display screen with graphical user interface.  
 ロカルノ分類：14-04  
 意匠の数：1



【登録例 3】

登録番号：DM/074396  
 製品の表示：Graphic user interface  
 ロカルノ分類：14-04  
 意匠の数：1



【登録例 4】のように、物品 (透析装置) と一体的に図面を作成して登録している事例もある。透析装置全体のバリエーションと画像部分とを一出願している。意匠の説明においては、意匠 1, 2, 3 及び 4 (透析装置



全体の意匠)は、それぞれ類似の意匠であることが、形態上の特徴とともに記述されている。

【登録例 4】

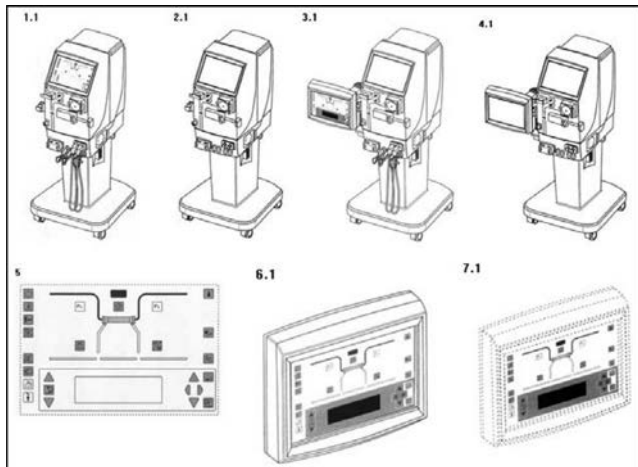
登録番号：DM/070849

製品の表示：Dialysis machine 他

ロカルノ分類：24-01

意匠の数：7

意匠の説明：(略) Designs 1, 2, 3 and 4 show four similar versions of a dialysis machine having an overall longitudinal high shape made principally of a first principal of the machine presenting an almost parallelepipedal shape with an inclined panel (略)



3) 広告物

(i) パッケージ全体及び各要素

【登録例 5】は、パッケージ背景、ディスクレームした文字付き背景、模様部分、パッケージ全景を一出願した事例である。パッケージ保護にあたり、三次元形態と二次元模様を分解して、各意匠をそれぞれ出願に含めている。

【登録例 5】

登録番号：DM/080935

製品の表示：Ornamentation

ロカルノ分類：32-00

意匠の数：19



(ii) 広告等に付される印刷物

【登録例 6】は、広告物に表れる各キャラクターの各カットを一出願した事例である。キャラクター保護を意匠で積極的に行っている事例である。

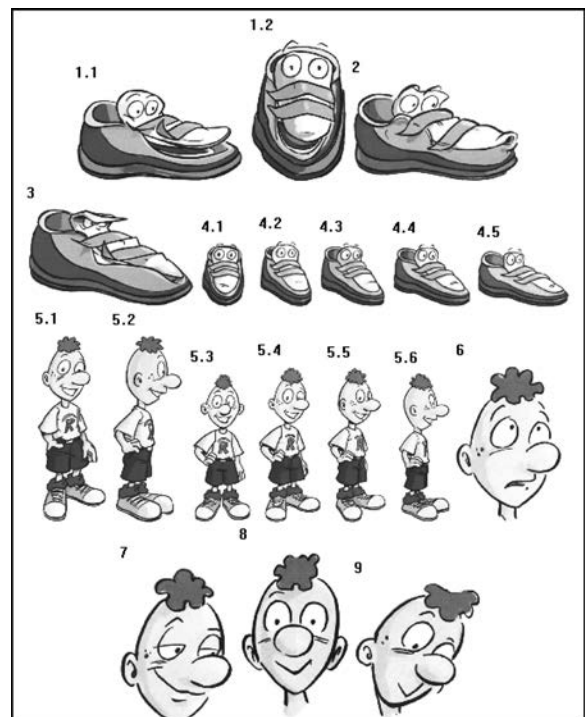
【登録例 6】

登録番号：DM/068070

製品の表示：Printed matter affixed on advertising materials, advertising placards, prospectuses, tags, stickers, advertisement inserts

ロカルノ分類：19-08

意匠の数：9





(iii) 3Dアニメーションによるキャラクター

一方、【登録例7】は、「販売及び広告機器、表示具」(ロカルノ分類：Class 20) で用いられる3Dアニメーションによるキャラクターを意匠登録した例である。

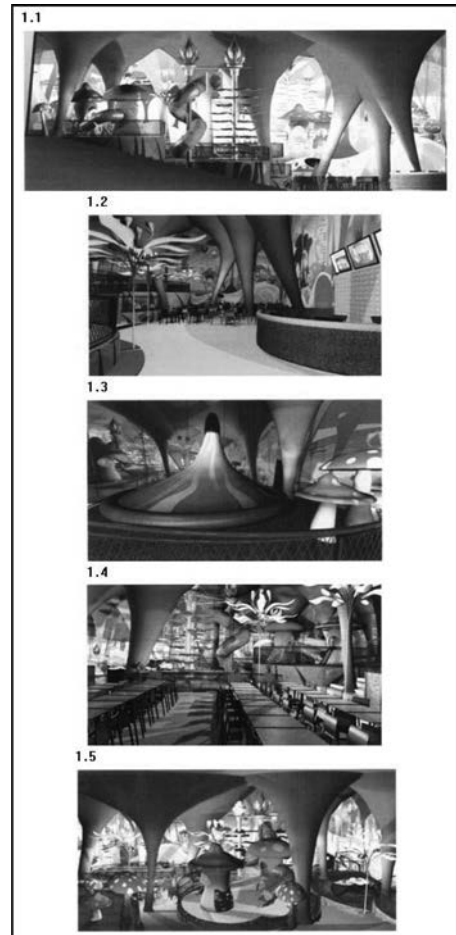
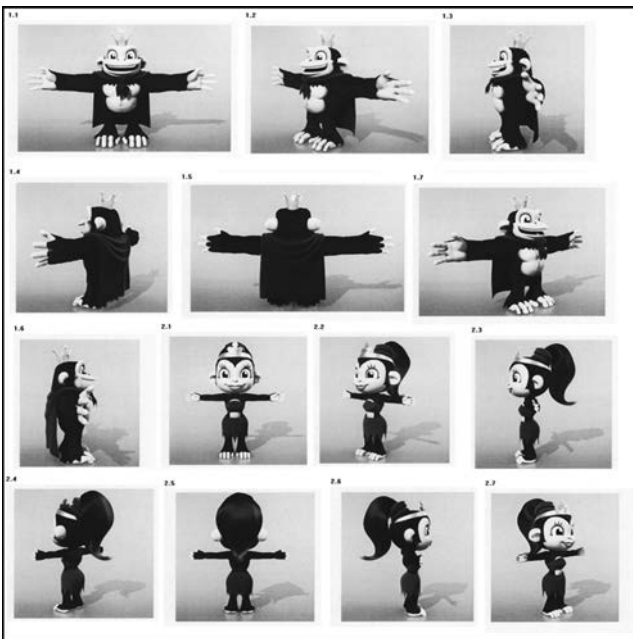
【登録例7】

登録番号：DM/081597

製品の表示：3D animated characters

ロカルノ分類：20-99

意匠の数：2



4) 店舗内装・外装, 建築物

(i) 店舗内容・外装

店舗内容や外装は、物品名としては「Get up」として登録されている例が多い。ある空間の外観や内装を登録するに際しては、代表的な構図を捉えて図面として登録している事例が多いといえる。

【登録例8】は、Playground (遊び場) の外観である。空間の象徴的な構図を捉えて図面としている。

【登録例8】

登録番号：DM/082907

製品の表示：Get up for playgrounds

ロカルノ分類：32-00

意匠の数：1

【登録例9】及び【登録例10】は、小売店舗の内装デザインの登録意匠である。様々な店舗の内装デザインを登録している。保護したい内装デザインがよく分かる構図で図面としている。

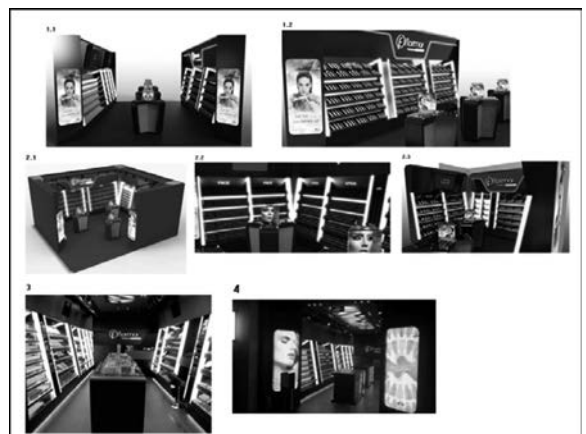
【登録例9】

登録番号：DM/082817

製品の表示：Get-up [store arrangement]

ロカルノ分類：32-00

意匠の数：4



【登録例 10】

登録番号：DM/081704

製品の表示：Get-up [arrangements of the interior of the rooms]

ロカルノ分類：32-00

意匠の数：8



(ii) 建築物

【登録例 11】の建築物の外観については、写真ではなく、コンピュータグラフィックスによって意匠の外観が特定されている。

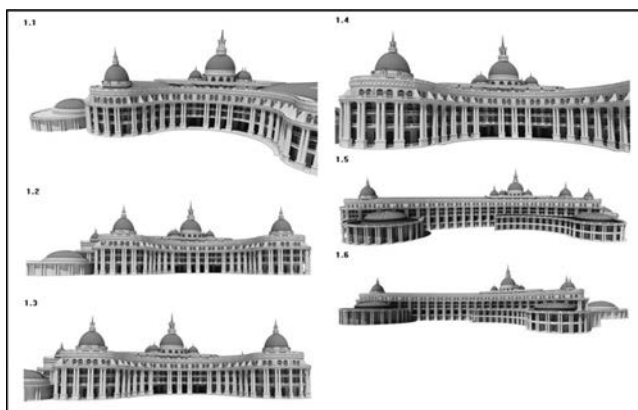
【登録例 11】

登録番号：DM/081062

製品の表示：Hotel building complex

ロカルノ分類：25-03

意匠の数：1 (図 1.7~1.11 については省略した。)



5) 二次元のデザイン, グラフィックデザイン  
物の形状を伴わない二次元のデザイン, グラフィックデザインもヨーロッパ指定では有効である。

(i) タイプフェイス

【登録例 12】は、複数の意匠を一つの出願に含めることができるというハーグ協定の特色を活用し、アルファベットの「A」から「Z」、数字の「0」から「9」の各文字をそれぞれ一の意匠として登録している例である。

【登録例 12】

登録番号：DM/080886

製品の表示：Type and type faces

ロカルノ分類：18-03

意匠の数：37 (※意匠 5~34 の図面については省略した。)



(ii) アイコン

【登録例 13】は、パソコンや携帯電話の画面に表示されるアイコンの登録例である。ロカルノ分類では、スクリーン・ディスプレイ、アイコンは「14-04」に分類されている。

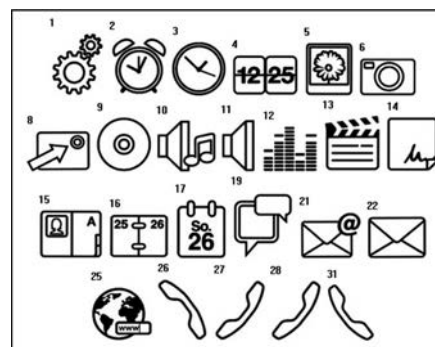
【登録例 13】

登録番号：DM/070901

製品の表示：Icons

ロカルノ分類：14-04

意匠の数：24



(iii) ロゴ

【登録例 14】は、会社名を図案化したロゴについて意匠登録を受けた例である。通常、この種のロゴは商標として保護されるものであるが、ハーグ協定では、「ロゴ」という物品として登録することが可能である。

【登録例 14】

登録番号：DM/079586

製品の表示：Logos

ロカルノ分類：32-00

意匠の数：13

注) いずれのロゴも「SOFORT」の文字部分はオレンジ色である。



(iv) グラフィックデザイン

パッケージにおける柄模様、ワンポイント図形、背景、色の組み合わせなどを抽出して登録している事例がある（【登録例 15】）。

【登録例 16】及び【登録例 17】は、パッケージにおける一部の図形を様々なパターンで切り取って登録している事例である。

【登録例 18】は、パッケージの背景（文字無し）に関する登録意匠である。一つのシリーズに係る様々なデザインをまとめて登録している。

【登録例 19】は、色の組み合わせパターンの登録例である。外形が破線で囲まれているので、外形はディスプレイスクリーンされていると考えられる。色の組み合わせ

を保護する場合、新しい商標としての色商標の他、意匠での保護も検討することができる事例である。

【登録例 15】

登録番号：DM/082925

製品の表示：Graphic designs

ロカルノ分類：32-00

意匠の数：9



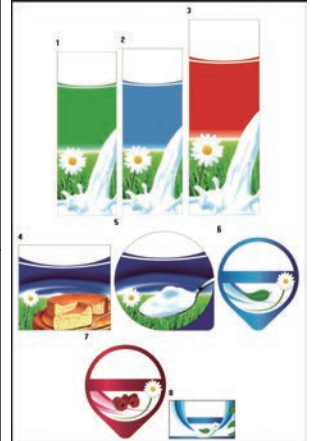
【登録例 18】

登録番号：DM/074769

製品の表示：Graphic designs

ロカルノ分類：32-00

意匠の数：8



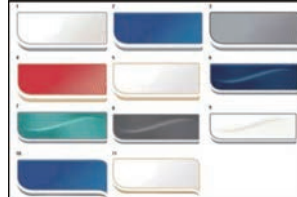
【登録例 16】

登録番号：DM/080929

製品の表示：Graphic designs

ロカルノ分類：32-00

意匠の数：11



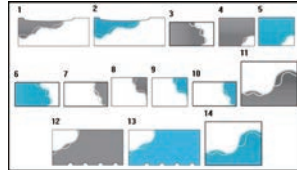
【登録例 17】

登録番号：DM/075920

製品の表示：Graphic designs to be used on pharmaceutical packagings (ornamentations)

ロカルノ分類：32-00

意匠の数：14



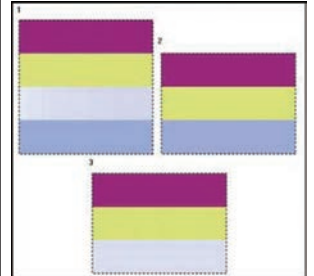
【登録例 19】

登録番号：DM/071500

製品の表示：Graphic designs (two-dimensional)

ロカルノ分類：32-00

意匠の数：3



5. 裁判例

1) 国際登録後における留意点

我が国意匠法とハーグ協定においては、図面等の提出要件に違いがある。我が国では、基本的に正投影図法による6面図により意匠の複製物を表し、必要に応じて、形状等を明確にするために断面図や部分拡大図などを添付して提出するため、7以上の図面を提出することも多いのに対し、ハーグ協定においては、締約



国が出願人に対して6図より多くの図面（意匠が二次元の場合には1図より多くの図面）を要求することが禁止されている（第9共通規則）。また、我が国では権利内容を明確化するために、物品全体の形態が具体的に開示されるよう、審査や審判において図面の提出要件が厳格に運用されているのに対し、ハーグ協定では、「意匠を細部まで明確に認知でき、公開できる品質であること（第9共通規則）」が要求されているものの、事実上どの程度まで明確に表現するかは出願人（及び締約国の登録要件）に委ねられており、国際登録の中には、我が国の基準からすれば具体的な一の意匠が特定できないと判断されるようなものも多数含まれている。

今後、我が国企業のグローバル化やハーグ協定締約国の増加に伴い、ハーグ協定の利用や国際登録に基づく争いに巻き込まれる可能性が高くなることが予想される。その為、前述のような意匠の特定が不十分と思われる国際登録が権利行使の場面でどのように取り扱われるかを調べることは、リスク回避や出願戦略を考える上で参考になると思われたので調査した。

## 2) 事件の概要

裁判所：ドイツ ブラウンシュヴァイク  
 (Braunschweig) 地方裁判所  
 事件番号：9 O 2705/07  
 判決日：2008年7月2日  
 意匠権：国際意匠登録 DM/030369 < 1994年11月11日登録 >  
 製品：ウイングスクリュー (Wing Screw)

イタリアに本拠を置く原告が、ドイツ ハノーバで開催された2007年の展示会に出展されたた被告製品に対し、原告が保有する意匠の国際登録（指定国：ベネルクス、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、スイス）に基づき、製造、販売、販売の申し出などの差止等を求めドイツの裁判所に訴えを提起した事件である。

これに対し被告は、原告登録意匠は新規性、独自性を有さないことを理由として権利の有効性について争うとともに、被告製品が原告の国際登録の保護範囲に含まれることについて否認し、争った。

裁判所は、原告登録意匠の新規性、独自性を認めたが、原告登録意匠の全体的印象と被告製品の全体的印象は異なると判断し、原告の請求を棄却した。

これに対し原告は控訴したが、最終的には裁判外手続きによる協議を経て、訴えは取り下げられた。

## 3) 裁判所の判断

まず裁判所は、原告の国際登録はドイツ国内の意匠登録と同じ効力を有するとした上で、権利の有効性について判断した。原告登録意匠に係る製品は意匠法上保護可能なものであり、原告の出願日前に利用に供されたものではなく、かつ、独自の全体的印象 (Overall Impression) を備えていると判断し、権利の有効性を認めた。なお、被告は本件意匠の特定が不十分であることを理由として権利の有効性を争ってはならず、裁判所も、新規性、独自性の観点からのみ有効性を判断している。

		原告登録意匠	被告製品
			
一致点	A	全体は、円筒形本体部と2つの羽部とからなる。	
	B	各羽部は、円筒形中央部の長手方向と垂直な軸上に配置される。	
	C	一方の羽部には、羽部の外側全体にわたって、円形状の大きな凹みが形成される。	
	D	円筒形中央部と羽部との間に移行部が形成される。	



相 違 点	a	本体部は円筒状に形成される	本体部は上方にいくに従い径が漸減する円錐状に形成される。
	b	他方の羽部にも、一方の羽部と同様の大きな凹みが形成される。	他方の羽部には、一方の羽部の凹部に対応する領域に凸部が形成される。
	c	<認定せず>	羽部背面は、凹部の背面には凸部が、凸部の背面には凹部が形成される。
	d	本体部と羽部の間には、波状の移行部が形成される。	本体部と羽部の間には線上の移行部が形成される。
	e	本体部上方には、断面円弧状のキャップ部が形成される。	本体部上方には、断面直線状のキャップ部が形成される。
	f	キャップ部には、5つの点状凸部が直線状に形成される。	

次に、裁判所は本件国際登録に係る意匠及び被告製品の意匠の要旨を上記の様に認定した。

そして、専門家でもなく、知識を持たない顧客でもない、通常の情報に有する者 (Informed User) の基準に照らし、前記相違点 b は意匠全体から認知される目につきやすい違いであって、登録意匠が有するミッキーマウスのような左右対象の印象を壊す視覚的効果を生じさせ、結果として原告登録意匠と被告製品は異なる全体的印象 (Overall Impression) を有すると判断し、被告製品は原告が保有する国際登録の保護範囲には含まれず、原告の請求は認められないとの結論を導いた。

#### 4) 考察

原告の国際出願において提出された複製物は1枚の図面であって、製品の正面側のみが特定され、背面側の形態を認識することはできない。原告登録意匠は立体的なものであり、6面図が揃っていないのであるから、我が国であれば、意匠が具体的ではなく、意匠法3条1項柱書きに規定する工業上利用することができる意匠に該当しないこととなる。そして3条1項柱書き違反は、拒絶理由、無効理由に該当し、図面の不整合を含めた意匠特定の不備は係争における争点の一つとなる。他方、本件では、権利の有効性を争う為に被告が主張した理由は新規性と独自性であり、意匠の特定に関しては争われていない。ハーグ協定に基づく国際登録の中には、我が国であれば登録されないようなものが登録されているが、権利の有効性に関し、各国の国内法令にもとづき、我が国とは異なった取り扱いがされる点、留意が必要である。

次に、権利範囲の判断に際して原告登録意匠と被告製品の形態が認定されている。本体部については背面側も含めて円筒状であると認定されているが、図面上全く表現されていない羽部背面側の形態については何

も認定されず、意匠の構成要素としては無いものとして扱われている。そして、認定された形態のみに基づいて意匠の全体印象 (Overall Impression) の異同が検討されている。このように、図面等で表現されていない部分をディスクレームされたように取り扱うことは、部分意匠制度に近い取扱いであり、意匠が完全に開示されている場合に比べ、新規性、独自性の判断においては不利に作用し、保護範囲としては相対的に広く解釈される。但し、図面上表現されていない部分が表現されている部分の権利に何らかの影響を及ぼすかどうかについては、本事案からは判断できない。

また、本裁判例では、上記のように複製物に表現された範囲の権利として取扱い、被告製品が意匠の保護範囲から外れると判断しているが、判決文の中に『裁判所は、登録された意匠に係る図面に表現される特徴点のみによって意匠の保護範囲を判断する。本件では、1つの図面しか提出されておらず、その図面はミッキーマウスの耳のような凹みを具えた羽部が開示されているが、背面については描かれていない。仮に、通常の情報に有する者 (Informed User) であれば提出された図面と製品の機能から背面も同一の形状を備えていると推認できるとしても被告製品は原告保有の国際登録の保護範囲には含まれず、同様の結論となる。』という記載がある。この記載のように、製品の機能等に基づいて全く開示されない部分の形態が推認され認定されることは無いように思われるが、形態としてまとまりのある部分のうちの一部に表現されていない部分がある場合など、形態の特定が争いになる場合も十分に予想される。いずれにせよ、意匠の特定が不十分であることの責任は出願人が負うものであり、出願人の立場である場合には、利害得失を十分に検討した上で、複製物を作成する必要がある。

(原稿受領 2014. 7. 14)